

別添3（建設工事・非電子入札用）

閲覧用指名通知

令和 3年 月 日

高知県知事

工 事 番 号	建第3-2号
工 事 名	交通安全こどもセンタートイレ改築工事
入 札 日 時 及 び 場 所	令和 3年 月 日 時 分
閲 覧 開 始 日 時 及 び 場 所	(1) 令和 3年 月 日 時 分 高知県文化生活スポーツ部県民生活課 (2) 高知県文化生活スポーツ部県民生活課ホームページ https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/141601/
契 約 条 項 を 示 す 場 所	高知県文化生活スポーツ部県民生活課
落 札 決 定	落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
入 札 保 証 金	免除する。
最 低 制 限 価 格	有
落 札 者 が 契 約 書 に 記 名 押 印 す べ き 期 限	別途通知する。
入 札 の 無 効	高知県契約規則第21条の規定に該当する入札は無効とする。
そ の 他	建設工事競争入札心得の各条項を了知すること。
工 事 日 数 又 は 完 成 期 限	150日
<p><入札条件及び契約保証金等></p> <p>1 契約の保証について この工事の契約を締結するに当たり、契約金額の10分の1以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、建設工事競争入札心得第21条第1項ただし書以下に該当する場合は、この限りではない。</p> <p>2 現場代理人・技術者届の提出 (1) 落札者は、契約締結の前に、常駐させる現場代理人及び配置する技術者について、別に定める様式による「現場代理人・技術者届」を提出しなければならない。 (2) 「現場代理人・技術者届」について別途指定する期日までに提出がない場合は、落札決定を取り消す。 (3) 契約締結の前に、契約の工期中の現場代理人の常駐又は技術者の専任等の確保が困難と認められる場合は、落札決定を取り消す。 (4) 契約締結の前の「現場代理人・技術者届」の提出により、契約締結後に必要な現場代理人及び主任技術者又は監理技術者の通知がなされたものとみなす。 (5) 契約締結後に、現場代理人の常駐又は技術者の専任等の確保が困難となった場合は、契約の解除を行うことがある。</p> <p>3-1 主任技術者又は監理技術者 (1) 営業所における専任の技術者は、請負金額（税込）が3,500万円（建築一式の場合は7,000万円）以上で専任を要する工事の主任技術者又は監理技術者になることができない。 (2) 専任を要する工事の主任技術者又は監理技術者は、入札の執行日以前に3カ月以上の雇用関係にあることが必要である。 (3) 建設業法施行令第27条第2項の規定の適用の可否について質疑がある場合は、電子メールにより、「現場代理人・技術者届」の提出期限までに問い合わせること。</p> <p>3-2 現場代理人の兼務の申請 落札者は、本工事が、現場代理人の常駐の取扱いについて（平成21年5月7日付け21高建管第103号土木部長通知）第2の1(1)に規定する要件に該当する場合は、現場代理人の兼務を申請することができる。</p> <p>4 中間前金払と部分払の選択 受注者は、契約締結時に、中間前金払又は部分払のいずれかを選択することとし、契約締結後の変更は認めない。</p> <p>5 工事費内訳書について 入札参加者は、工事費内訳書（土木部土木政策課のホームページからダウンロードのこと。記載すべき事項の記載があれば、必ずしもこの様式によらなくてもよいものとする。）を、入札書の投かんの際に提出しなければならない。工事費内訳書をその場で作成することは認めず、提出</p>	

しないとき、提出された工事費内訳書において、記載を要する項目の不足等の不備（軽微な誤りは除く。）があると判断される場合や、当該入札案件のものと特定できない場合は、失格とする。

6 予定価格

予定価格（消費税相当額抜きの額） ￥21,240,000-

7 最低制限価格

最低制限価格（消費税相当額抜きの額） 事後公表とする。

8 注意事項

設計図書等の質疑提出期限：令和3年6月18日（金）午後5時

設計図書等の質疑回答期限：令和3年6月23日（水）

質疑書等に基づき設計内容の軽微な変更を行うこともあるので、質疑に対する回答書等を踏まえて入札すること。

なお、質疑書を送信したときには、必ず入札実施機関の担当者にその旨電話連絡すること。

9 その他

この入札の予定価格の積算に疑義がある場合は、予定価格に関する積算疑義申立手続要領（平成29年5月24日付け29高土政第185号土木部長通知）に定めるところにより、落札決定後に申し立てを行うこと。

※ この入札による落札者は、独占禁止法の遵守に係る誓約書の特例を定める要領（平成23年12月15日付け23高建管第799号副知事通知）第2の規定により、契約書の案の提出時に、契約担当機関あてに同要領別記様式による誓約書を提出すること。落札者が同様式による誓約書を提出しない場合は、同要領第3の規定により、契約を辞退したものとして取り扱うものとする。